

令和 8 年 9 月 8 日招集

令和 8 年

第 6 回若桜町議会定例会会議録

(令和 8 年 9 月 8 日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事 務 局 長		小 林 貴 之	
書 記		秋 田 恵理香	
提 出 議 案 の 項 目			
件数	件 名	議 案 名	議決結果
1	議案第 7 1 号 (専決第 5 号)	専決処分の承認について 若桜町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部 改正について	原案承認
2	議案第 7 2 号 (専決第 6 号)	専決処分の承認について 令和 8 年度若桜町一般会計補正予算 (第 2 号)	原案承認
3	議案第 7 3 号	令和 7 年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定に ついて	原案認定
4	議案第 7 4 号	令和 7 年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入 歳出決算の認定について	原案認定
5	議案第 7 5 号	令和 7 年度若桜町介護保険事業特別会計歳入歳出 決算の認定について	原案認定
6	議案第 7 6 号	令和 7 年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算の認定について	原案認定
7	議案第 7 7 号	令和 7 年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入 歳出決算の認定について	原案認定
8	議案第 7 8 号	令和 7 年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳 出決算の認定について	原案認定
9	議案第 7 9 号	令和 7 年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算 の認定について	原案認定
1 0	議案第 8 0 号	令和 7 年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会 計歳入歳出決算の認定について	原案認定
1 1	議案第 8 1 号	令和 7 年度若桜町新町団地事業特別会計歳入歳出 決算の認定について	原案認定
1 2	議案第 8 2 号	令和 7 年度若桜町簡易水道事業会計歳入歳出決算 の認定について	原案認定
1 3	議案第 8 3 号	令和 7 年度若桜町下水道事業会計歳入歳出決算の 認定について	原案認定
1 4	議案第 8 4 号	令和 8 年度若桜町一般会計補正予算 (第 3 号)	原案可決

1 5	議案第 8 5 号	令和 8 年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
1 6	議案第 8 6 号	令和 8 年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
1 7	議案第 8 7 号	令和 8 年度若桜町赤松団地事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
1 8	議案第 8 8 号	令和 8 年度若桜町下水道事業会計補正予算（第 2 号）	原案可決
1 9	議案第 8 9 号	若桜町立多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
2 0	議案第 9 0 号	若桜町総合整備計画の変更について	原案可決
2 1	議案第 9 1 号	若桜町過疎地域持続的発展計画の変更について	原案可決
2 2	議案第 9 2 号	令和 8 年度若桜町一般会計補正予算（第 4 号）	原案可決
2 3	議案第 9 3 号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決

令和8年第6回若桜町議会定例会（第1号）

招集年月日	令和8年9月8日				
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）				
開 会	午前10時00分				
応 招 議 員	1 番	山 根 典 明	5 番	小 林 誠	
	2 番	森 本 浩 史	6 番	山 本 晴 隆	
	3 番	森 田 二 郎	7 番	山 本 安 雄	
	4 番	山 根 政 彦	8 番	川 上 守	
不応招議員					
出 席 議 員	1 番	山 根 典 明	5 番	小 林 誠	
	2 番	森 本 浩 史	6 番	山 本 晴 隆	
	3 番	森 田 二 郎	7 番	山 本 安 雄	
	4 番	山 根 政 彦	8 番	川 上 守	
欠 席 議 員					
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	代 表 監 査	谷口 秀昭	
	副 町 長	山口由企夫	教 育 長	盛田 恭司	
	総 務 課 長	竹本 英樹	政 策 統 轄 監	武田 詢	
	企画政策課長	中島 毅彦	教育委員会次長	矢部 広一	
	会 計 管 理 者	谷口 国彦	福祉保健課長	川戸 康之	
	地籍調査課長	山本 賢一	地域整備課長	藤原 祐二	
	農業委員会事務局長	下石 裕美	経済産業課長	谷本 剛	

**令和 8 年 9 月議会定例会
会議の顛末
(本会議 9 月 8 日)**

議長（川上守）

皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員数は 8 人です。

定足数に達していますので、令和 8 年第 6 回若桜町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 1

「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において、森本浩史議員、森田二郎議員を指名します。

日程第 2

「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 17 日までの 10 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 9 月 17 日までの 10 日間に決定しました。

日程第 3

「諸般の報告」を行います。

会議関係諸般の報告は印刷してお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

次に、議員派遣報告を行います。

令和 8 年 6 月定例会において議決し、派遣を決定いたしました議員派遣について、報告書が提出されています。

議会報告第 9 号 令和 8 年度鳥取県町村議会広報研修会、議会報告第 10 号 令和 8 年度町村議会広報研修会につきましては、印刷を

してお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

次に、常任委員会に付託した請願等について報告します。

今期定例会において受理した請願等はお手元に配布の請願等文章表のとおりです。

続いて、町長からの行政報告事項は、報告第 5 号 令和 7 年度若桜町財政健全化判断比率等の報告についてで、お手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

日程第 4

議案第 71 号 専決処分の承認について、専決第 5 号 若桜町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 72 号 専決処分の承認について、専決第 6 号 令和 8 年度若桜町一般会計補正予算（第 2 号）について、を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

皆さん、おはようございます。この夏は、7 月末に熊本県で最大震度 7 の地震が発生し、また、8 月中下旬には千葉県や北陸地方で豪雨災害が発生し、その後も各地で記録的な大雨が頻発するなど、大きな被害をもたらしました。お亡くなりになった皆様のご冥福をお祈りし、また、猛暑の中での避難生活や復旧作業を余儀なくされている被災者の皆様にお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

今年も日本各地で猛暑が続きましたが、ヨーロッパ各地を記録的な熱波が襲い、ドイツでは熱波関連の死亡者が 1 万 5,800 人に達するなど大きな被害が発生しました。また、ネパール・中国の国境地域では氷河の崩落を引き金とする大規模な土石流が発生し、多くの住民や観光客を巻き込む想像を絶する被害をもたらしました。国内外での、気候変動に起因する大災害に対し、地球の未来への不安

を禁じ得ないところです。

9月に入り、稲穂も黄色く実り、稲刈りのシーズンが始まりました。県内各JAが農家に支払う26年産米の概算金は、一等米60キロあたりで1万6千円と、昨年より6千円の大幅な引き下げとなりました。

民間のコメの在庫量が過去最多を記録するなど、市場は「コメあまり」の状況となり、26年産米の豊作見通しもあり、政府は放出していた備蓄米の買戻しの手続きを開始し、需給の引き締めを図っています。家計の負担軽減につながる米の値下げは貴重な物価高対策となる一方で、生産コストの高止まりに苦しむコメ農家にとっては、一転して厳しい経営となりますが、将来に向けて営農意欲が継続できるコメ政策を国に期待したいと思います。

国の来年度概算要求が出揃い、一般会計の要求総額が143兆656億円と過去最大の規模となりました。上限を設けない成長投資枠の新設に加え、補正予算も含めた一体予算としたことで要求額が急増したものです。社会保障費や防衛費に加え、長期金利の上昇で国債の利払いなどに充てる国債費も過去最大となります。こうした中で、年間5兆円規模の歳入減につながる消費税減税も実施される見込みです。

消費税減税に伴う地方の減収への財源手当てと合わせ、国の予算編成の町財政への影響について、今後しっかりと見極め、対応していきたいと考えています。

さて、本日ここに、令和8年第6回若桜町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご出席を賜り、令和8年度一般会計補正予算及び諸議案の審議をいただきますことに、感謝を申し上げます。

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第71号及び議案第72号 専決処分

の承認について、でございますが、これは地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分をした案件について同条第3項の規定により本議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

初めに議案第71号 専決第5号の若桜町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、でございますが、これは西町の町営住宅の土地、建物の払下げを行い、当該財産の公用を廃止しましたので、所要の改正を行うものでございます。

続きまして議案第72号 専決第6号の令和8年度若桜町一般会計補正予算でございますが、既定の歳出予算に若桜鉄道対策事業の工事請負費75万9千円、また、活性化施設管理運営事業の修繕料に53万円、工事請負費に162万4千円をそれぞれ追加し、収入支出総額の調整を行うため予備費291万3千円を減額しております。以上、ご報告を申し上げます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第5

議案第73号 令和7年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第74号 令和7年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第75号 令和7年度若桜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第76号 令和7年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第77号 令和7年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第78号 令和7年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳出

決算の認定について、議案第79号 令和7年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第80号 令和7年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第81号 令和7年度若桜町新町団地事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第82号 令和7年度若桜町簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について、議案第83号 令和7年度若桜町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

初めに、議案第73号 令和7年度若桜町一般会計歳入歳出決算の認定について、であります。この決算は歳入総額49億2,322万5,402円、歳出総額45億4,641万2,450円で、歳入歳出差引額3億7,681万2,952円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は3億3,800万822円となりました。主な施策の成果について各費目別にその概要を申し上げます。

議会費では、常任委員会及び各特別委員会で所管事項の調査研究がなされております。

総務費では、集落公民館や各戸のIT告知端末機を3か年で更新する地域情報通信基盤施設整備事業は令和7年度で終わることができました。脱炭素社会推進事業では、中原、小船、落折の町有林約236ヘクタールを対象にJ-クレジット認証を取得することができました。今後は企業等への連携販売を進めていきたいと考えております。

移住定住促進事業では、東京、大阪など都市部で開催された移住イベントに積極的に参加してPRを行ったり、移住体験オーダーメイドツアーを実施して移住促進に努めました。

買い物環境整備対策事業では、Sマート若桜店と移動販売を行っておられるフードセンター小嶋さんへ運営費等の支援を行ない持続可能な買い物環境の確保に努めております。

若桜鉄道対策事業では、施設の維持管理を行い、輸送の安全確保に努めるとともに、運行支援や利用促進、観光資源の活用を図り若桜鉄道の維持存続と円滑な運営に努めております。

バス運行事業では、若桜町公共交通計画に即して町内全域を対象とするドアツードア型のデマンド交通の運行推進を図るとともに、住民が主体となって運行する地域コミュニティタクシーのエリア拡大に向けた取組や実施団体の支援を行ってまいりました。また、持続可能な地域公共交通網の形成を目指して地域住民の日常生活を担う新たな交通手段と観光の二次交通としてグリーンスローモビリティの試験運行を行い、令和8年度から本格運行を行っているところでございます。

次に民生費では、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、生活困窮者自立支援、生活保護など地域で安心して暮らすための各種福祉事業を実施しております。

衛生費では、予防接種法に基づき、乳幼児、小中学生、高齢者等を対象としたインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症などの予防接種と带状疱疹ワクチンの定期接種事業に取り組みました。また、妊婦検診、乳幼児健診など母子検診事業、各種がん検診や健康教室、健康ポイントなどを実施し、生活習慣病の予防や疾病の早期発見に取り組みました。

農林水産業費では、集落を基盤とした農地や水路管理の体制づくりのため、国の交付金に受皿となる集落の広域組織化を進めた結果、中山間地域等直接支払い交付金制度と多面的機能支払い交付金制度の取組集落が32集落へと大きく広がりました。農用地及び水路、農道等の維持管理を行うとともに、農地中間管理事業を積極的に推進して、担い手への農

地集積集約化を図るなど耕作放棄地の発生の予防と農地の保全に努めております。また、担い手の育成や確保、米生産の維持に向けた町内生産者の有利販売の促進、エゴマを使った特産品開発やブランド化、耕作放棄地等を活用したソバの栽培拡大など農業の振興を図っております。

有害鳥獣対策では、侵入防止柵の設置支援や猟友会と連携して鹿や猪の積極的な捕獲対策を推進して農作物被害の軽減を図りました。また、わかさ29工房の適正な運営にも努めております。

林業では、林業団体の育成を推進し、知識や技術の習得及びグループ活動の促進を図り、また、若桜町産材の需要拡大をはじめ、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう民有林、町有林の保育事業の推進と林道、作業道の開設を推進し、素材生産の増加を図ってまいりました。引き続き森林整備の推進により、森林の有する多面的機能の維持増進を図り、多様で健全な森林を次世代に引き継いでいく必要があると考えております。

地籍調査につきましては、令和5年度から地籍調査課を設置して進捗率向上に取り組んでおり、遅延地区の解消をはじめ、山地調査を推進して進捗率を上げるよう努めております。

商工費では、本町の商工業の発展のため、若桜町商工会への運営費補助や創業企業促進支援等を行うとともに、円高、物価高騰により減少した地域内消費の活性化を図るための暮らし応援券事業、また、地域経済の循環と町民参加のまちづくりを目的に、デジタル地域通貨の運用を3月からスタートをさせるなど中小企業の振興と住民の地域内消費を促進いたしました。

観光事業では、NIPPONIAブランドで古民家ホテルを核としたまちづくりを全国展開している株式会社NOTEと連携協定を締結し、若桜宿での事業がスタートしました。滞在型観光

へのシフトにより地域の経済波及効果が期待される所です。また、観光協会と連携したデジタルスタンプラリー、若桜町よくばりロマン紀行も2年目を迎え、町内観光地を周遊して楽しむ方も増えクーポンの利用も好調でした。また、観光協会や氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会をはじめ、各種団体とも連携してイベントを実施するなど、集客を促進し、県内外から多くの方々に来訪していただきましたが、特に海外からの観光客が増えつつあります。

土木費では、安全な交通基盤を確保するため、町道の維持管理、橋梁補修、新設改良、消雪施設の改修などを行い、町道吉川小学校線の開通など地域住民の交通の安全を図りました。また、住宅管理費では、新町住宅団地の造成事業も完了し、今年度の4月から宅地分譲貸付の公募を始めたところでございます。

公園費では、子どもたちが安全に遊ぶことができるよう、中之島公園遊具の修繕や点検を行っております。

消防費では、消防団、自警団、自主消防組織への活動支援をはじめ、消防防災専門員を2名体制にして防災への危機意識の醸成に努めるなど、安心安全の暮らしを守る地域防災力の強化、災害に強いまちづくりのため、環境整備などを行っております。また、非常食や衛生用品などの消耗品、避難所用のテントやベッドなどの備品整備と町内4か所にLEDソーラーライトを整備いたしました。

教育費では、ICTを効果的に活用した事業を行うため、教職員をサポートする体制整備としてICT教育プランナー業務を委託しておりますし、ギガ端末機の整備・更新を行うなど教育環境の整備充実を図っております。子育て家庭への支援として入学祝金や進級祝金の贈呈、通学費及び郊外活動や教材費等の助成、学園給食費の全額助成などを行い、保護者の経済的負担軽減を図っております。また、学園の5、6年生の児童19名が台湾新

竹県横山郷の内湾国民小学、沙坑国民小学の児童とスポーツなどを通じて交流を深めてまいりました。今後は相互に行き来をすることで、より一層交流を深めて国際感覚豊かな人づくりを目指してまいりたいと思います。

社会教育費では、PTA活動や青少年育成若桜町民会議への活動支援、放課後児童クラブなど学校・家庭・地域が連携をして児童生徒の健全育成を図っております。

公民館費では、文化サークルや各イベント及び各種講座を開催して生涯学習の機会を提供しました。

人権同和教育では、部落解放研究集会、小地域学習会、人権問題公開講座の開催、各県外研修会への参加など人権意識の高揚を図っております。

文化財保護費では、伝統的建造物群保存地区保存事業で国の重伝建に選定されている若桜の町並みを町内外に広報するとともに、修理修景事業を行いました。郷土文化の里では、昨年度8回の企画展示を開催して若桜町の歴史・文化、芸術を町内外に発信しておりますし、わかさっこまつりを開催して幅広い世代が郷土文化の里へ訪れるよう努めております。

生涯学習情報館では、図書の貸出し、移動図書館、音読教室など通じて幅広い年齢層の方に読書の提供に努めております。

保健体育費では、スポーツの振興を通して健康で明るいまちづくりを推進するため、各種スポーツ団体への支援、温水プール、八幡広場を活用した健康増進、体力づくりなどに努めております。また、若桜学園の部活動に外部指導者を派遣し、部活動と地域社会との連携を進めて部活動の活性化を図っております。

災害復旧費では、規模の小さな農業用施設栽培の復旧事業に対して補助金を交付し、農業の振興と農地保全に努めております。

公債費では、地方債の償還を行っております。以上令和7年度に執行した施策の概要を

申し上げましたが、歳入では主に地方税、地方交付税、国庫支出金、寄付金、繰越金、町債が増額となり、対前年2億7,722万円あまりの増加となっております。歳出では人件費及び物件費、補助費、交際費等が前年度に比べ大幅に増加したことにより、対前年比2億4千万円あまり増加しております。令和7年度の本庁の財政健全化判断比率は、いずれの数値も国の示す基準以下となりました。

また、実質公債費比率は18%以上で適正化計画を策定することになりますが、3年間の平均値で9.3%と、前年対比0.2%上昇しております。これは事業実施による物件費の増加及び過去に実施した事業分の起債元金償還が増加したためであると分析しております。引き続きこれらの判断比率を注視しながら健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

続きまして議案第74号 令和7年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、であります。この決算は歳入総額3億8,031万9,840円、歳出総額3億6,681万7,897円で、歳入歳出差引額1,350万1,943円となりました。

歳入では国庫支出金、財産収入及び諸収入で対前年196万円あまりの増額となっておりますが、他の科目では全て減額となりましたので、総額では3,452万円あまりの減額となっております。なお、現年度分の保険税の収納率は96.78%で前年度と同ポイントとなり、県内では高い収納率を維持しております。

歳出では国民健康保険事業費納付金が対前年604万円あまりの増額となっておりますが、他の科目が減額となりましたので、総額では3,622万円あまりの減額となっております。

続きまして議案第75号令和7年度若桜町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、であります。この決算は歳入総額

6億855万8,654円、歳出総額5億8,305万365円で歳入歳出差引額2,550万8,289円となりました。

歳入では対前年2,369万円あまりの減額となりましたが、これは保険料及び国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の減額が主な要因です。また、歳出につきましても対前年674万円あまりの減額となっております。これは総務費及び地域支援事業費、諸支出金は増額になっておりますが、保険給付費、基金積立金が減額となったことが主な要因となっております。

続きまして議案76号 令和7年度若桜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、であります。この決算は歳入総額7,640万5,445円、歳出総額7,639万8,745円で、歳入歳出差引額6,700円となりました。この会計は被保険者の方に納めていただいた保険料を鳥取県後期高齢者医療広域連合へ納付する会計であります。

歳入においては保険料と一般会計繰入金、国庫支出金が主な財源で、このほかに繰越金、諸収入で構成しており、歳出において総務費広域連合納付金、諸支出金を支出しております。

続きまして議案77号 令和7年度若桜町赤松団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、であります。この決算は歳入総額64万5,402円、歳出総額64万5,198円で歳入歳出差引額204円となりました。事業の概要といたしましては地方債の償還であります。

続きまして議案第78号 令和7年度若桜町財産区造林事業特別会計歳入歳出決算の認定について、であります。この決算は歳入歳出共に50万700円となりました。この事業は財産区造林地において森林の公益的機能の維持を図るため、森林整備センターと分収造林契約を締結した森林の整備を実施いたしました。

続きまして議案第79号 令和7年度若桜町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、であります。この決算は歳入歳出共に1億859万4,378円となりました。事業の概要といたしましてはスキー場の管理運営を円滑に行うため、リフトの修繕及び輸送力増加工事をしております。

続きまして議案第80号 令和7年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、であります。この決算は歳入歳出共に40万4,800円となりました。この会計では滞納となっている貸付金のうち、39万円あまりを回収しております。なお、貸付金の滞納額が8,456万円あまりあることから滞納者本人をはじめ、連帯保証人に対しても督促を行い、引き続き貸付金の回収に取り組んでまいります。

続きまして議案第81号 令和7年度若桜町新町団地事業特別会計歳入歳出決算の認定について、であります。この決算は歳入歳出ともに0円となりました。これは不動産の売払い収入と一般会計への繰出金を見込んでおりましたが、宅地分譲地の購入者がいなかったためでございます。今後も広くPRをして宅地分譲地の販売に努めてまいりたいと思います。

続きまして議案第82号 令和7年度若桜町簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について、であります。この決算は営業収益等の総収益は1億3,318万6,928円、営業費用等の総費用は1億2,875万6,093円で純利益は4,430万835円となっております。

また、建設事業に係る資本的収入は1億2,598万6千円、資本的支出は1億8,263万1,154円で、資本的支出の不足額5,664万5,154円は損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額及び引継ぎ金により補填しております。

主な事業は若桜赤松事業統合事業に係る水系等の計装設備工事、また、糸白見地区統合

事業に係る配水管整備工事、新水源地施設電気計装設備工事のほか、水道施設修繕、漏水調査などで安全で安定した飲料水の供給に努めております。

続きまして議案第83号 令和7年度若桜町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、であります。この決算は営業収益の総収益は2億3,889万571円、営業費用等の総費用は2億1,774万2,308円で、純利益は2,114万8,263円となっております。

また、建設事業に係る資本的収入は7,971万5,300円、資本的支出は1億4,509万2,415円で、資本的支出の不足額6,537万7,115円は消費税及び地方消費税、資本的収支調整額及び引継ぎ金により補填しております。

主な事業は新町団地のマンホールポンプ及び制御盤の新設、若桜処理区のマンホールポンプ電気設備更新工事及び若桜つくみ浄化センター及び吉川池田中央地区浄化センターの維持管理のほか、地方債の償還を行っております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

本案の審議に先立ち、監査委員の審査意見報告を求めます。代表監査委員谷口秀昭さん。

代表監査委員（谷口秀昭）

令和7年度若桜町歳入歳出決算・基金運用状況について、山根監査委員と行った審査意見を報告します。

1 審査の対象、（1）歳入歳出決算、ア 一般会計、令和7年度若桜町一般会計歳入歳出決算、イ 特別会計、①令和7年度若桜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、ほか②から⑧まで特別会計の歳入歳出決算です。

（2）上記決算に関する証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び

財産に関する調書。（3）基金運用状況。

2 審査の方法、（1）決算審査にあたっては、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が、地方自治法第233条第1項の規定により調製されているか否かを確かめ、関係証拠書類等により係数の正確性を確認するとともに、関係当局の説明を求め、併せて例月出納検査・定期監査等の結果を勘案し、予算の執行が的確に行われたかどうかについて慎重に審査した。

重点項目及び着眼点、決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行及び事業の経営が適正かつ効率的であるか、また、財政運営が適切に行われているかを重点項目とし、次の項目を着眼点とした。

（ア）違法又は不当な調定及び調定漏れはないか。（イ）調定の時期及び手続きは適正か。

（ウ）収入方法、収入時期は適切か。（エ）収入未済額及び不納欠損額は適正か。（オ）滞納整理について努力が払われているか。（カ）事務、事業の進捗状況は妥当か。（キ）予算額に対して多額の不用額を生じているものはないか。（ク）予備費の充用、予算流用の理由及び額は適正か。（ケ）委託料、工事請負費等の支出時期及び額は適正か。また、検査、検収は確実に行われているか。（コ）補助金、交付金、負担金等の支出の必要性、有効性、支払時期及び額は妥当か。また、精算報告は確실히行われているか。（サ）繰越明許、事故繰越等の理由、金額及び手続きは適正か。（シ）用地購入費及び用地の賃貸借料は妥当な額か。

（ス）固定資産台帳を活用し、資産の適切な管理は行われているか。（セ）前年度において指摘した事項について、必要な措置がとられたか。

（2）基金の運用状況審査にあたっては、基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適切かつ効率的に行われているかどうかを重点項目とし、

次の項目を着眼点とした。

重点項目及び着眼点、(ア) 基金の設置目的に従って、确实かつ効率的に運用されているか。(イ) 違法、不当な運用はないか。(ウ) 収支の計算は正確か。なお、各会計の決算概要は別紙のとおりである。

3 審査の期間、令和8年7月30日、8月3日、4日、5日、6日、7日、10日の7日間。

4 審査結果の報告、各会計歳入歳出決算書、事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数と歳入歳出整理簿等関係諸帳簿・証書類を照合した結果、すべての重要な点において適正に表示されているものと認めた。また、会計における残高は、預け入れ金融機関の預貯金残高等と符合しており、適正であると認めた。なお、基金における残高は、預け入れ金融機関の預貯金残高等と符合しており、適正であると認めた。

5 留意、検討を要する事項、事務事業の執行にあたり留意、検討を要する事項は次のとおりである。

(1) 財政運営の指標について、財政関係指標等の数値は次のとおりである。経常収支比率は97.2%で、前年度95.8%からさらに前年比1.4ポイント増加し、財政指数が一段と硬直化している。これは、人事院勧告や職員採用に伴う正規職員及び会計年度任用職員の人件費の増加や実質公債費率(3年間の平均値)が9.3%で前年比0.2ポイント増加していることが主な要因である。

今後とも限られた財源の有効活用に努め、経常経費の抑制や既存事業の見直しを図るなど、これまで以上に簡素で効率的な行財政運営を意識され、改善努力を望む。

(2) 各種税と使用料等について、①町税ほか各種保険料等について、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税における現年度分の収納率はすべて98.84%以上で、滞納繰越分を含めても92.04%以上となっている。

この中で、町民税については、現年度分及び滞納繰越分を含めると98.51%で、対前年0.02ポイント増加し県内6位となっている。

国民健康保険税現年度分の収納率は96.8%、滞納繰越分は7.5%、合計で87.6%、対前年2.3ポイント減少。介護保険料現年度分の収納率は100.0%、滞納繰越分は73.1%、合計で100.0%、対前年0.1ポイント増加。後期高齢者医療保険料現年度分の収納率は100.0%、滞納繰越分は0.0%、合計で100.0%対前年変わらず。

また、不納欠損については、固定資産税において114千円、国民健康保険税において33千円、介護保険料において6千円、後期高齢者医療保険料において7千円をそれぞれ実施された。

引き続き新たな滞納者が増加しないよう滞納処分の強化を図り、滞納額の減少と徴収率の向上に向けて努力されたい。

②各種使用料と住宅新築資金等貸付金について、現年度分の徴収率は、改良住宅使用料は100.0%で、前年と同じ。町営住宅使用料は95.8%で対前年比1.7ポイント減少している。引き続き「新たな滞納者を出さない」という強い姿勢での効率的で積極的な未収金回収対策の取り組みが必要である。

また、住宅新築資金等貸付金の滞納額は84,561千円で徴収率は0.5%である。債務者別の回収計画に沿った取り組みと、滞納額の減少に向けた取り組みを引き続き実施されたい。

(3) 地籍調査事業の推進について、令和7年度末での調査対象面積145.16㎢に対し調査済面積は8.4㎢である。進捗率は5.8%であり、対前年比1.7%増加となっている。第7次国土調査事業十箇年計画(令和2～11年度)において、令和11年度での目標進捗率は13.6%である。到達には未だ距離がある。人口の高齢化が進んでおり、目標達成に向けた取り組みを一段と加速化させ、目

標準捗率達成に向けて、対応願いたい。

(4) 若桜鉄道対策事業について、令和7年度の年間輸送人員は442,552人であり、前年比4.85%増となっている。維持存続及び円滑な運行のため沿線自治体や関係団体との連携を密にし、新たな利用促進策や観光誘致戦略などを、検討されたい。

(5) グリーンスローモビリティ運行事業について、令和8年度からの運行を目指し今年度2台(周遊便、デマンド便)のグリーンスローモビリティを導入した。これにより、今後町内での高齢者等の日常生活の中での移動手段や観光者向けの移動手段として大いに活用されることを期待したい。そのためには地域住民へのさらなる周知徹底や、運行ルート・ダイヤの柔軟な見直しなど、効果的な運用に努められたい。

(6) ふるさと納税推進事業について、令和7年度の寄付額は、前年度109,253千円に対し110,993千円と、前年比1.59%増加した。今後、地場産品の掘り起こしや協力事業者への支援体制を強化し、魅力的な返礼品の開発・登録の動きを強力に加速化すべきである。また、人気の高い返礼品の拡充やポータルサイトの複数化、効果的なWeb広告の展開など、一層の努力を期待するものである。

(7) 地域内経済循環促進事業について、町内消費の促進や経済循環による町内商工業者の維持発展に向けて始まったデジタル地域通貨事業(おにっこ Pay)における、当初の初期付与ポイント消費率は、2か月経過時点で60%、チャージ等利用では2か月経過時点で6%となっている。今後、行政ポイント付与対象事業の積極的な拡大や商工会・加盟店と連携した利用促進策を強力に推進し、流通効率の改善に向けた実効性のある施策を期待したい。

(8) 新町団地事業特別会計について、令和7年度に宅地造成され、新町団地事業特別

会計として予算計上された。令和8年2月より分譲募集及び、宅地貸し付けの募集が開始されたところであるが、現状では希望者が出ていない。住宅新築価格の高騰や住宅ローンの金利などの影響があると思われる。募集方法の見直しや、広報活動をさらに行之、分譲の促進に向けた取り組みを、一段と加速化されたい。

6 まとめ、令和7年度一般会計の決算額は、歳入49億2,323万円、歳出45億4,641万円、差引残額3億7,681万円で、繰越財源を控除した実質収支は3億3,800万円の黒字決算となっている。

また、特別会計(8会計)の実質収支額では、国民健康保険事業1,350万円、介護保険事業2,551万円、後期高齢者医療1万円の3会計が黒字決算であるがこれは、一般会計から国民健康保険事業へ3,086万円、介護保険事業へ8,193万円、後期高齢者医療へ2,045万円の繰り入れを行った結果である。残りの、赤松団地造成事業、財産区造林事業、索道事業、住宅新築資金等貸付事業、新町団地事業の5会計は、実質収支額0円である。

財政運営の指標の中で、実質公債費比率(3か年平均)は、9.3%で0.2ポイント、経常収支比率は97.2%で1.4ポイントそれぞれ上昇しており、財政指数が一段と硬直化してきている。

今後、地方債残高の元利償還金が増加する一方、人口減少が進むことにより基準財政需要額算定で交付税が減少することが予想されることがと、物価高、賃金上昇等により物件費、人件費等のさらなる増加が見込まれることから、経常収支比率がさらに上昇する恐れがある。予算策定にあたり、特定財源を常に意識し、一般財源をいかに有効に使うかよく検討することが益々重要となってくる。

一般会計の歳出執行割合が87.3%で、翌年度繰越額が2億9,730万円計上されてい

る。前年よりさらに増加しており、予算計上について一層の検討を願いたい。

決算審査で各課等より提出された資料の課題については、今後早急に検討され、最少の経費で最大の効果をあげる行財政運営が行われるよう期待している。以上でございます。

次に若桜町簡易水道事業会計決算、若桜町下水道事業会計決算について報告します。

1 審査の対象、① 令和7年度若桜町簡易水道事業会計決算、② 令和7年度若桜町下水道事業会計決算。

2 審査の方法、(1) 審査に付された令和7年度各事業会計の決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書(以下「決算書類」という。)が、関係法令に準拠して作成され、簡易水道事業及び下水道事業の経営状況及び財政状況を適正に表示しているか、かつ効率的に予算執行されているかについて審査した。

(2) 各事業会計の総勘定元帳、補助簿及びその他諸帳簿によって調査照合を行い審査した。

(3) 各事業会計における予算執行の結果が、地方公営企業運営の基本原則にのっとり初期の目的を達成しているかについて審査した。

(4) その他必要に応じて関係職員に説明を求めるなど、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常必要とされる審査手続きによって審査した。

3 審査の期間、令和8年7月28日。

4 審査結果の報告、(1) 各事業会計の決算書類等は、地方公営企業法及び関係法令並びに企業の財務に関する諸規定に準拠して調整されていると認められた。

(2) 各事業会計の決算書類等に記載の金額は、会計伝票、諸帳簿及び証拠書類等と符合し、計数的に正確であると認められた。

(3) 各事業会計の予算の執行状況については、地方公営企業運営の基本原則にのっとり、おおむね初期の目標を達成し、妥当に執

行されたものと認められた。

(4) 各事業会計の決算の概要及び意見の審査概要は、後述するとおりである。

5 審査意見、(1) 簡易水道事業会計、当町の簡易水道事業は、令和6年度より公営企業会計へ移行した。令和7年度の経営成績は、総収益1億3,319万円に対して総費用は1億2,876万円で、443万円の純利益を計上している。これは、一般会計からの繰出金8,996万円を補助金として受け入れた結果である。

今後事業経営を行っていくうえで、給水人口も減ってきており、給水収益の増加は見込みにくい状況である。

簡易水道事業は、多大な投資を必要とするものの、町民生活を支えるライフラインとして欠くことのできない施設である。特に有収率が、57.68%であり、料金回収率は25.4%と非常に低い水準となっており、料金改定などが急務となっている。

今年度から明らかになった経営状況をもとに、将来にわたって安定した経営を維持していくため、地方公営企業法の趣旨をふまえ、中長期的視点から簡易水道事業が抱える諸課題を着実に解決し、経営の健全化を推進するよう期待している。

(2) 下水道事業会計、当町の下水道事業は、令和6年度より公営企業会計へ移行した。令和7年度の経営成績は、総収益2億3,889万円に対して総費用は2億1,774万円で、2,115万円の純利益を計上している。これは、一般会計からの繰出金1億1,801万円を補助金として受け入れた結果である。

今後事業経営を行っていくうえで、処理区域内人口も減ってきており、下水道使用料の増加は見込みにくい状況である。

下水道事業は、多大な投資を必要とするものの、健康で快適な町民生活を支えるライフラインとして、また、河川等の水質保全を図

るため欠くことのできない施設である。今年度明らかになった経営状況をもとに、将来にわたって安定した経営を維持していくため、地方公営企業法の趣旨をふまえ、中長期的視点から下水道事業が抱える諸課題を着実に解決し、経営の健全化を推進するよう期待している。

以降のページで簡易水道事業会計及び下水道事業会計の決算概要を記載しておりますので、ご確認ください。以上です。

議長（川上守）

ただいまの審査意見報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

審査意見報告に対する質疑を終結します。

続いて、先ほど町長から提案理由の説明がありました議案第73号から第83号までの議案に対して、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第73号から第83号までの議案については、議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中に審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、本案は議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中に審査することに決定しました。

委員会条例第5条第1項の規定により、本会議終了後、決算審査特別委員会を全員協議室に招集いたします。

議事の都合により暫時休憩します。

（谷口秀昭代表監査委員 退室）

議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第6

議案第84号 令和8年度若桜町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第84号 令和8年度若桜町一般会計補正予算について、でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を45億2,100万円とするものでございます。

また、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

はじめに、歳入の概要についてご説明いたします。地方特例交付金では、令和8年度分の額が確定しましたので384万円を追加しております。

分担金及び負担金では、情報通信基盤施設工事分担金の実績見込みとして11万円を追加しております。

国庫支出金では、戸籍の附票への旧氏及び旧氏振り仮名記載に伴うシステム改修に係る補助金481万6千円、医療費助成のオンライン資格確認に伴うシステム改修に係る補助金151万5千円など、その他の補正と合わせまして総額653万7千円を追加しております。

県支出金では、事業費の増額見込みに伴うもので、子どものための教育・保育給付費県負担金補助金93万9千円、有害鳥獣駆除に係る補助金80万円、林道西谷線の補修工事に係るしっかり守る農林基盤交付金113万5千円など、その他の補正と合わせまして総

額 3 6 2 万 5 千円を追加しております。

財産収入では、西町住宅 2 号の土地建物の譲渡として土地売払い代金 1 2 0 万円追加しております。

繰入金では、財政調整基金繰入金 1 億 5 9 9 万 7 千円を減額し、新型コロナウイルス感染症対応利子補給補助金基金繰入金 7 万円を追加しております。

繰越金では、前年度繰越金として 1 億 1, 5 2 1 万 5 千円を追加しております。

町債では、過疎対策事業債 1 1 0 万円と辺地対策事業債 1 3 0 万円をそれぞれ追加しております。

次に、歳出の主なものについて、ご説明いたします。総務費では、集落公民館の施設整備の追加に伴い集落公民館等施設整備補助金を 2 9 万円、I R U 設備の新設、移設等に係る費用として 1 0 0 万円、戸籍システムの改修委託料 4 8 1 万 7 千円などを追加し、会計年度任用職員の配置換えに伴い人件費 1 9 5 万 5 千円を減額するなど、その他の補正と合わせまして総額 4 7 3 万 7 千円を追加いたしました。

民生費では、会計年度任用職員の配置換えに伴う人件費を追加したほか、生活困窮者自立支援事業、自立支援給付事業や児童福祉一般など複数の事業にわたり、前年度実績に基づく補助金等の返還金を計上するとともに、介護保険事業特別会計繰出金に 3 0 万 2 千円、特別医療費支給事業に 3 0 3 万 1 千円、わかさこども園に 4 7 万 8 千円を追加しておりますし、国民健康保険事業特別会計繰出金 5 5 0 万円を減額するなど、その他の補正と合わせまして、総額 1, 1 9 0 万 3 千円を追加いたしました。

衛生費では、母子保健相談事業や未熟児養育医療に前年度実績に基づく補助金等の返還金を計上するなど、その他の補正と合わせまして、総額 1 3 万 1 千円を追加いたしました。

農林水産業費では、有害鳥獣駆除対策に 1

1 9 万 2 千円、林道事業に 2 2 7 万 1 千円など、その他の補正と合わせまして総額 3 5 1 万 9 千円を追加いたしました。

商工費では、商工振興事業に地域経済変動対策資金利子補助金 1 2 9 万 1 千円、氷ノ山高原の宿氷太くん管理運営事業に、資材高騰に伴う修繕費の不足分として 1 3 1 万 9 千円を追加するなど、その他の補正と合わせまして総額 4 1 1 万 5 千円を追加いたしました。また、観光事業費では報償費と委託料を補助金へ予算の組替えをしております。

土木費では、住宅管理費に修繕料 6 0 万円を追加いたしました。

消防費では、小型消防ポンプの修繕料として 1 5 万円を追加いたしました。

教育費では、若桜学園にトップアスリートを招聘する費用として報償費 4 0 万円を追加いたしました。

なお、予備費において、歳入歳出総額の調整を行うため、1 4 4 万 5 千円を追加しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第 7

議案第 8 5 号 令和 8 年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 8 6 号 令和 8 年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 8 7 号 令和 8 年度若桜町赤松団地事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 8 8 号 令和 8 年度若桜町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

はじめに、議案第85号 令和8年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算について、でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ186万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億2,486万4千円とするものでございます。

歳入につきましては、システム改修に係る国庫補助金550万円と前年度繰越金1,350万円を追加し、一般会計と財政調整基金からの繰入金1,713万6千円を減額しております。

歳出につきましては、システム改修補助金の実績による返還金として109万9千円を追加し、歳入歳出総額の調整を行うため、予備費を76万5千円追加しております。また、賦課徴収費では、繰入金から国庫支出金へ財源更正を行っております。

続きまして、議案第86号 令和8年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算について、でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,139万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億5,717万円とするものでございます。

歳入につきましては、過年度分の介護給付費負担金として国庫支出金223万6千円、前年度繰越金として2,520万5千円、諸収入3万4千円をそれぞれ追加し、介護給付費準備基金繰入金1,608万2千円を減額し、歳出につきましては、介護給付費準備基金積立金603万6千円と前年度実績に基づく補助金等の返還金535万7千円を追加しております。

続きまして、議案第87号 令和8年度若桜町赤松団地事業特別会計補正予算について、でございますが、これは、前年度繰越金1千円を追加し、財産貸付収入を1千円減額するものでございますので、既定の歳入歳出予算

の総額に変更はございません。

続きまして、議案第88号 令和8年度若桜町下水道事業会計補正予算について、ございますが、収益的収入及び支出の事業収益に過年度の消費税及地方消費税更正分として特別利益に200万円を追加し、事業費用に消費税の確定申告書作成業務に72万6千円、予備費に127万4千円を追加したものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第8

議案第89号 若桜町立多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第89号 若桜町立多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、若桜町立多目的集会施設の管理について、指定管理から町の直営管理となったため、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第 9

議案第 9 0 号 若桜町総合整備計画の変更について、議案第 9 1 号 若桜町過疎地域持続的発展計画の変更について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

はじめに、議案第 9 0 号 若桜町総合整備計画の変更について、でございますが、これは、除雪機整備事業の財源として辺地債を充てるため、若桜町総合整備計画に事業を追加するものでございます。

続きまして、議案第 9 1 号 若桜町過疎地域持続的発展計画の変更について、でございますが、これは、林道改良事業、木材工業団地改良事業、若桜町活性化施設改修事業、町道消雪施設改修事業の財源として過疎債を充てるため、若桜町過疎地域持続的発展計画に事業を追加するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午前 1 1 時 1 2 分 散 会